

# 臨時給付金

## をご存知ですか？

4月からの消費税率引き上げによる負担を緩和するため、次の方々には、**1万円**の給付金が支給されます。

①住民税が課税されていないの方々

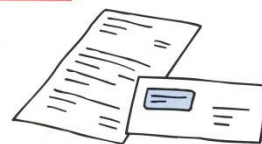
②児童手当を受けている子育て世帯の方々



①のうち年金を受給されているの方々などには、**5千円が加算**され、**1万5千円**が支給されます。



この給付金を受け取るには、**申請が必要**です。  
多くの市町村で受付が始まっています。



受け取り忘れのないように。

詳しくは、お住まいの市町村(※)にお尋ねください。

※最近引っ越しをされた方は、平成26年1月1日にお住まいであった市町村

問い合わせ先

厚生労働省

みな いきゅうふ

制度について

0570-037-192

申請方法について

各市町村

申請先は平成26年1月1日時点で住民票がある市町村

ホームページ

2つの給付金

検索



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

